

2重スイッチ制御により照射する安全装置、または機能をつけなければならない。

・**冷却装置**

機器の温度上昇を避け安全な動作を保つために、空冷、水冷等の何れかの冷却装置をつけなければならない。

・**肌への冷却システム**

照射時に、肌への影響を避けるために、肌に対して何らかの冷却手段を設定しなければならない。

4) 安全予防策

- ・使用者は、美容ライト脱毛機器安全管理者を任命しなければならない。
- ・美容ライト脱毛機器の使用は、①システム使用手順の習熟、②危機防御手順、警告内容、③人体保護の正しい使用法、④事故報告手順、⑤人体（目、皮膚等）に対する生体知識の訓練を受けた者だけが行わなければならない。
- ・メンテナンス

製造、輸入販売業者は、点検チェックシートなどを用いて、一定期間毎に定期的に点検および記録簿を作成しなければならない。

また、製造、輸入販売業者は使用者に対して、定期点検、修理等を敏速に対応できるメンテナンス体制を構築しなければならない。さらに、使用者は必ず製造、輸入販売業者から提供されている点検内容を基に、使用前に安全点検をしなければならない。

②認定美容ライト脱毛エステティシャン養成制度について

一般社団法人日本エステティック振興協議会では、「認定美容ライト脱毛エステティシャン養成制度」として、「美容ライト脱毛安全講習会」「認定美容ライト脱毛技術者講習会」を実施している。

「美容ライト脱毛安全講習会」(平成 23 年から 27 年にかけ 17 回開催)

合否判定試験合格者 1,553 名)

●対象 美容ライト脱毛を行う技術者

●講習内容(8 時間)

- ・日本エステティック振興協議会が推進する美容ライト脱毛の基本的考え方と取り組み
- ・美容ライト脱毛機器の原理
- ・カウンセリングの実務
- ・衛生管理の基本
- ・合否判定試験⇒合格者には合格証付与
- ・美容ライト脱毛トリートメントにおける実務
- ・美容ライト脱毛の有効性と安全性



「認定美容ライト脱毛技術者講習会」(平成 26 年から 3 回開催)

合否判定試験合格者 248 名)

●対象 美容ライト脱毛安全講習会 合否判定試験合格者

●講習内容(8 時間)

- ・美容ライト脱毛理論（皮膚科学・内分泌学）
- ・美容ライト脱毛実務①（カウンセリング）
- ・美容ライト脱毛実務②（DVD 視聴）
- ・安全管理
- ・関連法規
- ・合否判定試験⇒合格証及び ID カード付与

